



お知らせ

## 地域に笑顔を咲かせよう 協力会員になりませんか

高齢者や障害のあるかたの日常生活の手伝い、子育て支援など、地域のかたの協力で支え合う活動があります。少しの時間を、誰かを笑顔にするために活用しませんか。

### 高齢者や障害のあるかたのお手伝い 在宅福祉サービス協力会員

「地域のかたの役に立ちたい」「介護の資格や経験を生かしたい」「家事が好き」というかたにおすすめです。利用会員から学びや気づきをもらえ、自分も元気になれる活動です。できる時間に、できることから始めてみませんか。



**支援内容(有償)** 掃除や買い物などの家事、通院や外出の付き添い、電球交換や薬の受け取りなどの簡易な作業、趣味や話の相手など

**登録方法** 随時、窓口(介護援助は資格または研修会の受講が必要)

#### 協力会員の声

退職後に地域とつながることがしたいと考え、登録しました。利用会員さんそれぞれの人生や生き方に触れ、学ぶことが多いです。社会貢献ができ、生きがいを得られることに満足感があります。



問 目黒区社会福祉協議会在宅福祉サービスセンター  
(☎3714-2841、FAX 3711-4954)

### 子育てのお手伝い ファミリー協力会員

子ども好きのかたにピッタリの活動です。子どもの笑顔に癒やされ、楽しい体験もたくさんできます。不安のあるかたも、短時間から始めることができます。ちょっとしたお手伝いで元気になるパパやママのために活動しませんか。



**支援内容(有償)** 6カ月～小学生の一時的な保育、保育園・幼稚園などへの送迎など

**登録方法** 研修会(9月、11月、令和9年1月に実施予定)を受講後、申し込み

#### 協力会員の声

ご近所だから無理なくできる短時間の小さなお手伝いはとても楽しいです。かわいい赤ちゃんの笑顔に癒やされ、利用会員さんからの感謝の言葉もありがたくて、毎回サポートするのが楽しみです。



問 目黒区社会福祉協議会ファミリー・サポート・センター  
(☎3714-9047、FAX 3711-4954)

### パネル展「地域に笑顔を咲かせよう」

2つのセンターの支え合い活動を紹介します。ぜひ、お立ち寄りください。

時 6月29日(月)10:00～7月3日(金)16:00

場 西口ロビー(総合庁舎本館1階)



お知らせ

## 令和8年度まちづくり 活動助成金交付団体



区は、防災、環境、子育て支援など地域の活性化や課題解決につながるまちづくり活動を自主的に行っている団体を支援しています。

### 団体育成助成(設立して1年以上5年未満)

#### ● 祐天寺駅周辺の魅力を発信する会

子どもたちが自分のまちを取材し、冊子の作り方をプロのクリエイターに学びながらローカルマガジンを創造する。



#### ● りぷりんと目黒 りあん

区内の保育園や高齢者施設などを巡り、絵本の読み聞かせを通じて世代間交流を図る。



#### ● NPO法人あおぞら

子どもたちの居場所づくりを目的に、子どもたちが自由に勉強でき大人に教えてもらえる場「宿題カフェ」を運営する。



### コミュニティ形成助成

(設立しておおむね10年を経過)

#### ● さつき会

区内の児童館や特別養護老人ホームなどで茶道体験を提供する。



### 町会・自治会への助成

#### ● 下目黒五丁目自治会、祐天寺町会、目黒原町会

下目黒・油面・祐天寺エリアを巡り、まちの魅力発見と多世代交流をする事業を6月13日に実施。



#### ● 柿の木坂町会、柿の木坂第二維持会、柿の木坂西町会、柿の木坂みどり町会、西柿の木坂町会、大原町会、中根西町会

駒沢オリンピック公園で西部地区町会合同ジョギング大会を12月に開催する。



問 地域振興課区民活動支援係(☎5722-9871、FAX 5721-7807)



お知らせ

## 区政の透明性向上のための3制度

透明性の高い区政を着実に推進するため、区は下記の制度を運用しています。

### 職員倫理制度

区職員としての行動規範を明確にし、公正な職務遂行の確保を図る制度です(職員倫理条例に基づき運用)。

#### 令和7年度の実績

公正な職務遂行を損なう行為の要求・贈与を受けたとの報告はありませんでした。

職務に関連して提供した寄稿などの人的役務に対する報酬の支払いを受けた報告が3件ありました。本件は職員倫理審査会に報告予定です。

問 人事課人事係(☎5722-9650、FAX 3715-8852)

### 公益通報者保護制度

区政における不正行為を予防し早期に発見・是正するため、区職員や委託事業者などが第三者機関に通報したことで不利益を受けることがないよう保護する制度です(公益通報者保護条例に基づき運用。通報を受け調査に当たるのは、公益通報者保護委員(弁護士))。

#### 令和7年度の実績

通報はありませんでした。

問 総務課総務係(☎5722-9205、FAX 5722-9409)

### 要望記録制度

契約や許認可などの業務に対し、特定の者への利益の付与のために公平・公正を欠く働きかけがあった時は、その内容などを記録し組織として適切な対応を行うことで意思決定過程の透明性を確保する制度です(契約及び許認可等の業務に対する働きかけに関する取扱要綱に基づき運用)。

#### 令和7年度の実績

記録はありませんでした。

問 広報広聴課(☎5722-9416、FAX 5722-9395)